

日本体育大学レスリング部 OBOG 会規約

第1章 総 則

第 1 条（名 称）この会は、日本体育大学レスリング部 OBOG 会（以下本会という）と称する。

第 2 条（所在地）本会の事務局は日本体育大学レスリング研究室内に置く。

第 3 条（会員と組織）会員は日本体育大学レスリング部に在籍した者、及び本会の目的に賛同し総会において承認された者とする。各都道府県に支部を置く事とする。

第 4 条（目 的）本会は会員相互の親睦と連絡を促進し、日本体育大学レスリング部及びレスリング競技の発展に寄与することを目的とする。

第 5 条（事 業）本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の連絡と親睦
- 2 学生及び卒業生の就職指導並びに斡旋
- 3 母校発展のための援助
- 4 会員名簿と会報の発行
- 5 体育（レスリング競技）に関する研究、講演会の開催
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 構 成

第 6 条（役 員）本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1 名
副 幹 事 長	若干名
常 任 幹 事	ブロック代表 13 名及び推薦若干名
幹 事	都道府県代表（支部長）
監 事	2 名
顧 問	若干名

第 7 条（会長、副会長の選出とその職務）会長、副会長は幹事会の推挙において選出する。

- 2 会長は会務を統括し、この会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理又は代行する。

第 8 条（幹事長及び常任幹事） 幹事長及び常任幹事は幹事会において幹事の互選により、幹事長 1 名及び会務に必要な常任幹事を選出する。

2 幹事長及び常任幹事は幹事会の議決に基づき、日常の会務を掌握する。

3 幹事長及び常任幹事は次の職務を分担する。

(1) 事務局長 (2) 総 務 (3) 庶務会計 (4) 書 記

第 9 条（幹事） 各都道府県は支部長 1 名を選出し、幹事として会長が委嘱する。

2 会長は前項の規定による幹事の他に、幹事会の承認を受けて幹事若干名を推薦・委嘱することができる。

第 10 条（監事） 監事は幹事長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 監事は会計監査を行い、総会に報告する。

第 11 条（名誉会長及び顧問） この会に名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

2 名誉会長及び顧問は会長が幹事長に諮って委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は会長の要請により、幹事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第 12 条（役員の任期） 会長の任期は 3 年とする。但し、その他の役員は再任を妨げない。

第 13 条（役員の解任） 役員の任期中といえども役員にふさわしくない行為のあった場合、及び役員たる資格を失った場合は幹事会の決議により解任される。

第 3 章 会 議

第 14 条（総会） 総会は最高議決機関であって、毎年 1 回全国高校総体時又は国民体育大会時に開催し、機能をもつ。

(1) 規約の改正及び決定

(2) 事業の決定及び承認

(3) 予算・決算の承認

(4) その他、必要事項の決定

2 特に会長が認めた場合、又は常任幹事の 3 分の 1 以上から要請があった場合は前項にかかわらず、臨時総会を開催することが出来る。

3 総会の議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 15 条（幹事会） 幹事会は常任幹事、推薦幹事と幹事（支部長）をもって組織する。

2 幹事会は必要に応じて会長が招集し、その議長は会長があたる。

3 幹事会は 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。但し、あらかじめ委任状を提出した者は出席した者とみなす。

4 幹事会の議決は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 16 条（常任幹事会） 常任幹事会は緊急議題が生じた場合、会長が招集し、常任幹事総数 3 分の 2 以上（委任状も含む）の出席を必要とする。その議長には会長があたる。

第4章 会 計

第17条 本会会計は次の収入をもって行う。

- 1 特別会費
- 2 入 会 金 (2,000 円)
- 3 年度会費 (5,000 円……内訳 4,000 円 本部 1,000 円 支部)
- 4 寄 付 金 その他

第18条 本会の会計は事務局長が管理し、事務局で保管する。

第19条 本会の収支決算は毎会計年度終了後、2ヶ月以内に幹事長及び常任幹事によって作成し、監事の意見を加えて会長に報告し、総会において承認を受けるものとする。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了とする。

第21条 日本体育大学レスリング部に所属し、卒業と同時に入会金と年度会費を納入して、本会に入会することが出来る。

第22条（納入限度）本会年会費の納入は満65歳までとする。

第23条（支部会計の任務）支部会計は年度会費を会員より6月末日までに徴収し、7月末日までに本会事務局宛に納入しなければならない。

第24条（納入手順）会費の納入は次の手順によるものとする。

会員 → 各都道府県支部長 → 本部事務局

第5章 付 則

第25条（事務局の設置）各都道府県支部長は支部事務局を設置しなければならない。

第26条（支部事務局の任務）各支部事務局は会員の氏名・住所・職業・卒業年度、その他必要事項を登録させ、これを本部事務局に届け出る。

第27条（会員の義務）会員の登録事項に変更がある場合は、すみやかに支部事務局に届け出る。

第28条（規約の施行）この会の規約の施行に関する細則は幹事会において作成し、総会の承認を受けるものとする。

第 29 条（餞別金及び賞金）日本体育大学レスリング部OB会員と本学学生には、下記の競技会の出場者に強化餞別金とその大会の優勝者に優勝賞金を支給する。その競技会正式役員（団長・監督・コーチ）にも餞別金が支給される。

大 会 名	強化餞別金	優勝賞金
オリンピック大会	5 万円	優勝 50 万円 2 位 30 万円 3 位 10 万円
世界選手権大会	2 万円	10 万円
アジア大会	3 万円	5 万円
U23 世界選手権	2 万円	3 万円
U20 世界選手権	2 万円	3 万円
上記大会正式役員	1 万円	

2 本会会員の監督で、全国高校選抜大会、全国高校総合体育大会の学校対抗戦で下記の成績を残した時は、OB会より賞金を支給する。ただし、成績獲得年度のOB会（総体時、国体時）において、監督本人が受け取るものとする。

大会名	優勝	2 位	3 位
全国高等学校選抜大会	3 万円	2 万円	1 万円
全国高校総合体育大会	3 万円	2 万円	1 万円

第 30 条 常任幹事会に出席する者には本会より経費を支給する。

第 31 条 本会会費を、満 65 歳まで完納した会員は、名誉会員となる。

第 32 条 満 65 歳の会員及び満 60 歳の会員で、65 歳まで会費を完納している者は、本会記念品を受け取ることが出来る。

第 33 条（慶弔規定）本会会員の慶事には、会長と事務局長が合議し祝儀を送ることが出来る。

2 本会会員が死亡した場合には、香料（1 万円）か生花又は花輪を本部運営費で送るものとする。

昭和 62 年 8 月 5 日 施行
平成 2 年 10 月 23 日 一部改訂
平成 19 年 10 月 6 日 一部改訂
平成 26 年 8 月 3 日 一部改訂
平成 26 年 10 月 14 日 一部改訂
令和 4 年 4 月 23 日 一部改訂
令和 4 年 10 月 31 日 一部改訂
令和 5 年 1 月 28 日 一部改訂